

## 第75号議案

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部  
改正

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年6月8日提出

新城市長 穂積亮次

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部  
を改正する条例

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例（平成27年新城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（利用者負担額）

第3条 利用者負担額は、支給認定子どもに対して行われる教育又は保育に係る日及び時間に応じ、午前8時30分から午後3時までの間に行われる教育又は保育にあっては別表第1に、その他の時間に行われる教育又は保育にあっては別表第2に定めるところにより算出した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者に係る支給認定子どもに関する利用者負担額は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 支給認定保護者の属する世帯が別表第1に定める階層区分のB1階層又はB2階層のいずれかに該当する場合における当該支給認定保護者に係る支給認定子ども 0円
- (2) 支給認定保護者の属する世帯が別表第1に定める階層区分のC1階層からD3階層までのいずれかに該当する場合における当該支給認定保護者に係る満3歳以上の支給認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある

ものを除く。) 前項の規定により算出した額に0.5を乗じて得た額(その額が3,000円を超える場合は、3,000円)

- (3) 支給認定保護者の属する世帯が別表第1に定める階層区分のC1階層からD3階層までのいずれかに該当する場合における当該支給認定保護者に係る満3歳未満の支給認定子ども及び満3歳以上の支給認定子どもであって、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(第6条第1項において「満3歳未満支給認定子ども等」という。) 前項の規定により算出した額に0.5を乗じて得た額(その額が9,000円を超える場合は、9,000円)

第4条第1項中「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)」を「令」に改め、「(前条第1号に規定する教育又は保育に係るものに限る。以下この条から第7条までにおいて同じ。)」を削り、「別表第1に定める」を「前条第1項の規定により算出した」に改め、同項各号中「(同一年齢の支給認定子どもが2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。以下同じ。)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 支給認定保護者が前条第2項の規定の適用を受ける場合であって、かつ、その場合の当該支給認定保護者に係る支給認定子どもに関する利用者負担額が第1項に規定する利用者負担額より低額であるときは、同項の規定は適用しない。

第5条第1項中「B階層からD3階層までの階層」を「B1階層又はB2階層のいずれか」に、「別表第1に定める額に0.5を乗じて得た額」を「0円」に改め、同条第3項中「(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。)」を削り、「第1項」を「第2項」に、「別表第1に定める」を「第3条第1項の規定により算出した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「B階層」を「B1階層」に、「の階層」を「のいずれか」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第3条の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、当該支給認定保護者の属する世帯が別表第1に定める階層区分のC1階層からD3階層までのいずれかに該当するときは、第3条第1項の規定により算出した額に0.5を乗じて得た額とする。

- (1) 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外のものが1人のみである場合における最年長の支給認定子ども

(2) 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最年長の支給認定子どもの次に最年長の支給認定子ども

第5条に次の1項を加える。

5 支給認定保護者が第3条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける場合であって、かつ、その場合の当該支給認定保護者に係る支給認定子どもに関する利用者負担額が第2項に規定する利用者負担額より低額であるときは、同項の規定は適用しない。

第6条第1項中「満3歳未満の支給認定子ども（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。以下この項において同じ。）」を「満3歳未満支給認定子ども等」に改め、同項第1号中「別表第1」を「支給認定保護者の属する世帯が別表第1」に、「B階層」を「B1階層」に、「階層に属する世帯に属する」を「いずれかに該当する場合における当該支給認定保護者に係る」に改め、同項第2号中「別表第1に定める階層区分」を「支給認定保護者の属する世帯が別表第1に定める階層区分」に、「階層に属する世帯に属する」を「いずれかに該当する場合における当該支給認定保護者」に、「別表第1に定める額」を「第3条第1項の規定により算出した額」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 支給認定保護者が第3条第2項、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項から第4項までのいずれかの規定の適用を受ける場合であって、かつ、その場合の当該支給認定保護者に係る支給認定子どもに関する利用者負担額が前項に規定する利用者負担額より低額であるときは、同項の規定は適用しない。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第8条とする。

附則に次の2項を加える。

（法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額）

3 第3条から第7条までの規定は、法附則第6条第4項の規定により市が徴収する費用の額について準用する。

（法附則第9条第1項に規定する市が定める額）

4 第3条から第7条までの規定は、法附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ（1）、同号ロ（1）、同項第3号イ（1）及び同号ロ（1）に規定する市が定める額について準用する。

別表第1 備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

階層 区分	定義	平日（月額）		土曜日又は日曜日（月額）		
		満3歳未満	満3歳以上	満3歳未満	満3歳以上	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,600円	900円	400円	300円	
B2	A階層及びB1階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。）の額のみ在世帯（所得割課税額（同項第2号に規定する所得割の額をいう。以下同じ。）のない世帯）	4,500円	1,200円	1,200円	500円	
C1	A階層からB2階層までを	42,700円未満	7,800円	4,400円	2,100円	1,700円

C 2	除き、当該年度分の市町村民 税の所得割課税世帯であつ	4 2, 7 0 0 円以上	1 0, 7 0 0 円	5, 8 0 0 円	2, 8 0 0 円	2, 0 0 0 円
		4 8, 6 0 0 円未満				
D 1	て、その所得割課税の年額区 分が次の額である世帯	4 8, 6 0 0 円以上	1 0, 7 0 0 円	5, 8 0 0 円	2, 8 0 0 円	2, 0 0 0 円
		5 8, 6 0 0 円未満				
D 2		5 8, 6 0 0 円以上	1 4, 3 0 0 円	5, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
		6 6, 9 0 0 円未満				
D 3		6 6, 9 0 0 円以上	1 6, 9 0 0 円	5, 8 0 0 円	3, 1 0 0 円	2, 0 0 0 円
		7 7, 2 0 0 円未満				
E		7 7, 2 0 0 円以上	1 6, 9 0 0 円	8, 0 0 0 円	3, 1 0 0 円	2, 5 0 0 円
		9 7, 0 0 0 円未満				
F 1		9 7, 0 0 0 円以上	2 0, 4 0 0 円	8, 0 0 0 円	3, 4 0 0 円	2, 5 0 0 円
		1 1 7, 6 0 0 円未満				
F 2		1 1 7, 6 0 0 円以上	2 4, 9 0 0 円	8, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	2, 5 0 0 円
		1 3 2, 3 0 0 円未満				
F 3		1 3 2, 3 0 0 円以上	2 5, 5 0 0 円	8, 6 0 0 円	4, 1 0 0 円	2, 5 0 0 円
		1 6 9, 0 0 0 円未満				
G		1 6 9, 0 0 0 円以上	2 6, 8 0 0 円	8, 6 0 0 円	4, 9 0 0 円	2, 5 0 0 円
		2 1 1, 3 0 0 円未満				
H 1		2 1 1, 3 0 0 円以上	2 6, 8 0 0 円	8, 6 0 0 円	4, 9 0 0 円	3, 3 0 0 円

		264,100円未満				
H2		264,100円以上	28,100円	8,600円	5,300円	3,300円
		301,000円未満				
I		301,000円以上	28,100円	8,600円	5,300円	3,300円
		397,000円未満				
J		397,000円以上	28,100円	8,600円	5,300円	3,300円

別表第1備考5中「C1階層からJ階層までの階層における」を削り、「第314条の8、」の次に「第314条の9並びに」を加え、「及び附則第5条の4の2第5項」を「、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」に改め、同表備考7中「C1階層からJ階層までの階層に属する世帯の」を削る。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

世帯区分	平日（月額）		土曜日又は日曜日（月額）	
	満3歳未満	満3歳以上	満3歳未満	満3歳以上
別表第1に定める階層区分のA階層に該当する世帯	0円	0円	0円	0円
別表第1に定める階層区分のB1階層に該当する世帯	100円	100円	100円	100円
別表第1に定める階層区分のB2階層に該当する世帯	400円	100円	100円	100円
別表第1に定める階層区分のC1階層に該当する世帯	700円	700円	200円	200円
別表第1に定める階層区分のC2階層に該当する世帯	1,000円	1,000円	200円	200円
別表第1に定める階層区分のD1階層に該当する世帯	1,000円	1,000円	200円	200円
別表第1に定める階層区分のD2階層に該当する世帯	1,400円	1,000円	200円	200円

層区分のD 2階層に該当する世帯				
別表第1に定める階層区分のD 3階層に該当する世帯	1,600円	1,000円	300円	200円
別表第1に定める階層区分のE階層に該当する世帯	1,600円	1,600円	300円	200円
別表第1に定める階層区分のF 1階層に該当する世帯	2,000円	1,600円	300円	200円
別表第1に定める階層区分のF 2階層に該当する世帯	2,400円	1,600円	300円	200円
別表第1に定める階層区分のF 3階層に該当する世帯	2,500円	1,600円	400円	200円
別表第1に定める階層区分のG階層に該当する世帯	2,500円	1,600円	400円	200円
別表第1に定める階層区分のH 1階層に該当する世帯	2,500円	1,700円	400円	400円
別表第1に定める階層区分のH 2階層に該当する世帯	2,600円	1,700円	500円	500円
別表第1に定める階層区分のI階層に該当する世帯	2,600円	1,700円	500円	500円

当する世帯				
別表第1に定める階層区分のJ階層に該当する世帯	2,600円	1,700円	500円	500円

別表第2備考1中「第3条第2号に規定する」を「午前8時30分から午後3時までの時間以外の」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の規定は、平成29年4月以後の月分の利用者負担額について適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

#### 理 由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い、市町村民税の所得割の非課税世帯に係る第2子の利用者負担額を無償とする等のため必要があるからである。